

厚木市暴力団排除条例点検結果（令和5年12月実施）

前回の厚木市暴力団排除条例の点検から3年が経過することから、同条例第14条の規定に基づき、同条例の施策について4回目の点検を実施いたしました。

1 施策の点検の趣旨

厚木市暴力団排除条例（以下「条例」とします。）は、市民が安心して安全に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的としています。

市は、暴力団排除に関する施策を総合的に実施しなければならないとされており、このことを担保するため、厚木市暴力団排除条例第14条では「市は、3年を超えない期間ごとに、この条例に基づく暴力団排除の施策について点検し、（中略）措置を講ずるものとする」と規定しています。

2 施策の点検の経過

条例制定にあたっては、自治基本条例に基づき、市民協働の観点から、公募の市民や学識経験者、自治会代表者、企業関係者、防犯団体関係者、また、オブザーバーとして警察関係者も加わって組織した「厚木市暴力団排除条例設置検討委員会」で意見を伺い、また、庁内関係部署による「厚木市暴力団排除条例庁内検討会議」において、庁内の取組について検討し、策定しました。

また、条例第14条では施策の点検を規定しています。

1回目、2回目の点検では、厚木市暴力団排除条例設置検討委員会の元委員及び庁内関係部署に御意見を伺いましたが、3回目の点検から、暴力団排除運動の推進を図り、犯罪のない地域づくりを目的としている厚木警察署管内暴力団排除推進協議会及び庁内関係部署に意見を伺うこととしました。

3 関係課及び厚木警察署管内暴力団排除推進協議会からの意見と本市の取組状況

条例並びに施策の点検結果としましては、意見はありませんでした。

4 点検結果に基づく措置

今回の点検では、改正が必要と思われる意見がなかったため、現行のままとします。